

**青梅市立総合病院使用条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

平成29年6月12日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地域医療支援病院の承認を受けることに伴い、使用料について見直しを行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市立総合病院使用条例の一部を改正する条例**

青梅市立総合病院使用条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 非紹介患者加算料 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第3項第2号に規定する選定療養に要する費用として定めた次に掲げる額。ただし、同号に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当するものとして病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める場合を除く。

初診 5,000円

再診 2,500円

第2条第2項第12号中「病院事業管理者（以下「管理者」という。）が」を「管理者が別に」に改め、同号ただし書中「管理者が」の次に「別に」を加え、同項第13号、第14号および第17号ただし書ならびに同条第4項中「管理者が」の次に「別に」を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において病院管理規程で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第2条第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用にかかる使用料について適用し、同日前の病院の使用にかかる使用料については、なお従前の例による。

## 青梅市立総合病院使用条例の一部を改正する条例要綱

## 1 改正の理由

医療法（昭和23年法律第205号）第4条第1項に規定する地域医療支援病院の承認を受けることに伴い、使用料について見直しを行おうとするものである。

## 2 改正の内容

## (1) 非紹介患者初診加算料の見直し（第2条関係）

改正後	現 行
非紹介患者加算料 保険医療機関及び保険医療養 担当規則（昭和32年厚生省令第 15号）第5条第3項第2号に規 定する選定療養に要する費用と して定めた次に掲げる額。ただ し、同号に規定する厚生労働大 臣が定める場合に該当するもの として病院事業管理者が別に定 める場合を除く。 初診 5,000円 ※1 再診 2,500円 ※2	非紹介患者初診加算料 1,300円 ただし、他の病院または診療所 からの文書による紹介がある場 合および緊急その他やむを得ない 事情がある場合に受けた初診を除 く。

※1 他の医療機関からの紹介状等によらず受診した場合

※2 総合病院が患者に対し、他の医療機関へ文書による紹介を行う  
 旨の申出を行ったが、自己の選択により総合病院を受診した場合

## (2) その他所要の規定の整備

## 3 施行期日等

## (1) 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において病院管理規程  
 で定める日

## (2) 経過措置

改正後の条例の規定について、適用日に関する経過措置を置く。

青梅市立総合病院使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市立総合病院使用条例（昭和34年条例第6号）

改正後	現行	備考
<p>(使用料および手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) <u>非紹介患者加算料 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第3項第2号に規定する選定療養に要する費用として定めた次に掲げる額。ただし、同号に規定する厚生労働大臣が定める場合に該当するものとして病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める場合を除く。</u></p> <p>初診 5,000円 再診 2,500円</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(12) 人間ドック入院料 2日制とし、検査項目およびその他必要な項目に対応する点数表の規定点数に1点単価10円を乗じて得た額を基準として、<u>管理者が別に</u>定める額。ただし、検査の範囲および使用する病室は、<u>管理者が別に</u>定める。</p> <p>(13) 受託検査料 <u>管理者が別に</u>定める額</p> <p>(14) 寝具その他の消毒料 1件につき300円以内で<u>管理者が別に</u>定める額</p> <p>(15)～(16) 略</p> <p>(17) 健康診断料 各診断項目に対応する点数表の規定点数に1点単価15円を乗じて得た額。ただし、<u>集団健康診断料および特殊健康診断料については、管理者が別に</u>定める。</p> <p>(18)～(20) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 特に複雑な手数を要する手数料の額は、その都度<u>管理者が別に</u>定め</p>	<p>(使用料および手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 使用料は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1)および(2) 略</p> <p>(3) <u>非紹介患者初診加算料 1,300円</u> <u>ただし、他の病院または診療所からの文書による紹介がある場合および緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。</u></p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>(12) 人間ドック入院料 2日制とし、検査項目およびその他必要な項目に対応する点数表の規定点数に1点単価10円を乗じて得た額を基準として、<u>病院事業管理者（以下「管理者」という。）が</u>定める額。ただし、検査の範囲および使用する病室は、<u>管理者が</u>定める。</p> <p>(13) 受託検査料 <u>管理者が</u>定める額</p> <p>(14) 寝具その他の消毒料 1件につき300円以内で<u>管理者が</u>定める額</p> <p>(15)～(16) 略</p> <p>(17) 健康診断料 各診断項目に対応する点数表の規定点数に1点単価15円を乗じて得た額。ただし、<u>集団健康診断料および特殊健康診断料については、管理者が</u>定める。</p> <p>(18)～(20) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 特に複雑な手数を要する手数料の額は、その都度<u>管理者が</u>定め</p>	

る。	る。	
----	----	--

<p style="text-align: center;"><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において病院管理規程で定める日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の第2条第2項第3号の規定は、この条例の施行の日以後の病院の使用にかかる使用料について適用し、同日前の病院の使用にかかる使用料については、なお従前の例による。</u></p>		
--	--	--